

せいねんこうけんにと しごと 成年後見人等の仕事

しごと はじ 仕事の始まり

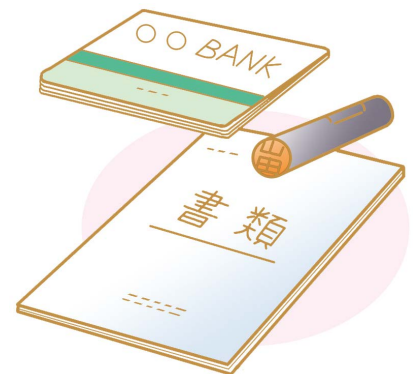
1. 審判確定後、成年後見人等は「登記事項証明書」をまず取得します。これは後見人等の仕事をするための身分証明書のようなものです。登記事項証明書は、審判書が後見人等に届いてから約1ヵ月後に取得できるようになります。
この「登記事項証明書」を金融機関に示して本人の財産を調査します。
2. 本人の意思を尊重し本人にふさわしい生活を配慮して今後の計画と年間の収支予定をたてます。
3. 財産目録と収支予定表を審判の日から2ヶ月以内に家庭裁判所に提出します。

ざいさんかんり 財産管理

本人の資産や負債、収入・支出を把握し、管理をします

<例えば…>

- 預貯金通帳・有価証券等の管理
- 収入(年金・給与など)支出(公共料金・税金など)の管理
- 不動産の売買契約や賃貸借契約
- 遺産分割の手続き
- 取消権の行使
訪問販売や通信販売等で本人に不利益になるような
不要な契約の取り消し



こうけんにと やくわり 後見人の役割とは?

- 成年後見人等は、本人の財産を適切に維持し管理する義務を負っています。
- 本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮して本人を支援します。
- 本人と後見人等が親族関係である場合でも「他人の財産を預かって管理している」という意識をもって成年後見人等の仕事に取り組むことが大切です。
- 本人の財産を投機的に運用することや、親族に対する贈与や貸付けも、原則として認められていません。